

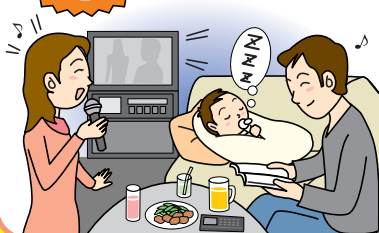
北海道青少年健全育成条例を改正しました

携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、有害情報の氾濫、個人情報への漏洩、インターネット上における誹謗中傷などのトラブルやコミュニティサイトを利用した事件が増加しています。

また、カラオケボックスやインターネットカフェなど密室性が高い個室において、喫煙・飲酒や性的行為等の不健全な行為で補導される青少年が増加しているなど、青少年を巡る新たな課題が深刻化しており、そうした課題に適切に対応するため、条例の一部を改正しました。

ポイント 1

青少年は、18歳未満の方すべてが対象



子どもたちを守るため、対象の範囲を乳幼児まで拡げました。

- 深夜(夜11時～翌朝4時)には、子どもを連れて外出しないようにしましょう。
※やむを得ない事情や、特別な行事などがある場合を除きます。
- 深夜に青少年だけで外出することや、保護者以外の方が連れ出すことも、禁止しています。

ポイント 2

青少年の携帯電話にフィルタリング※を義務化

※フィルタリング=青少年に有害な情報を閲覧できなくするサービスです。

★注意! 従来の携帯電話に加えてスマートフォンも含まれます。



青少年が使用するスマートフォンなどの(18歳未満)契約には次の手続きが必要になります。

★次の機器・端末が対象です。
・スマートフォン
・携帯電話
・PHS



携帯電話の使用者が青少年(18歳未満の者)であるかどうかの確認を受けます。

有害情報サイト閲覧の危険性やフィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容等を書面・口頭で説明を受けます。

フィルタリングサービスの設定

※フィルタリングサービスを利用しない場合

フィルタリングサービスを利用しない理由書の提出

- 青少年(18歳未満の者)が、携帯電話でのインターネット利用契約を締結する場合は、理由がない限り、フィルタリングを解除することはできません。
- 保護者は、フィルタリングサービスを利用しない場合には、その理由を記載した書面を提出しなければなりません。

★スマートフォンには無線LAN回線(Wi-Fi等)対策を!

・スマートフォンなどで無線LAN回線(Wi-Fi等)を使ってインターネットに接続する場合は、携帯電話会社以外の回線も利用できることから、利用者自身が機種に応じた専用のフィルタリングソフトウェアの設定や申込み等を行う必要があります。

→ 購入店や携帯電話事業者に確認しましょう!

注意!
スマートフォンにも
フィルタリングを!

★アプリにもフィルタリングを!

・スマートフォンは、様々なアプリをダウンロードして利用できます。アプリにもフィルタリングが有効になるフィルタリング専用アプリを利用しましょう。

携帯電話事業者、契約代理店の皆様へ

携帯電話事業者及び契約の取次ぎ、代理を行う者は、携帯電話インターネット接続サービスの契約を行う場合、次のことを行わなければなりません。

- ①携帯電話の使用者が**青少年かどうか年齢を確認**する。
携帯電話の使用者が青少年である場合、
- ②**有害情報を閲覧する危険性**があることや**フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容等を説明し書面により交付**する。
保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の書面の提出を受けた場合、
- ③**当該書面を保存**する。

確認
説明
保存

★条例に違反した場合、知事は、事業者に対し義務を履行するよう勧告することができます。また、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。